

【一部手数料が変更となりました。平成29年5月1日受付分より適用させていただきます。】

確認申請手数料（建築物1件につき）

※赤字はキャンペーン料金 (円)

床面積合計	区分	建築確認	中間検査	完了検査	計画変更等 (※1)
100㎡以内	4号等 (※2)	12,000	15,000	18,000	12,000
	上記以外	27,000	24,000	27,000	27,000
100㎡を超え200㎡以内	4号等 (※2)	17,000	20,000	22,000	17,000
	上記以外	30,000	27,000	30,000	30,000
200㎡を超え300㎡以内	4号等 (※2)	22,000	24,000	30,000	22,000
	上記以外	35,000	32,000	35,000	35,000
300㎡を超え500㎡以内	4号等 (※2)	30,000	36,000	44,000	30,000
	上記以外	50,000	42,000	50,000	50,000
一申請で複数棟の場合 (※1棟が500㎡を超える建物は 受付出来ません。)	合計500㎡以内	床面積の合計で手数料を算定する。			
	合計で500㎡を超える場合	1棟目の手数料は床面積が最大の建物で算定する。 2棟目以降の手数は、それぞれの床面積を合計した 1/2の面積にて算定する。			

(※1) 計画変更等の場合は、変更に係る部分の床面積の1/2の面積にて手数料を算定する。

(※2) 4号等とは、・建築基準法第6条第1項第4号及び型式認定を受けた建築物をいう。

昇降機及び工作物等の手数料（1基につき）

	建築確認	完了検査	計画変更
昇降機	15,000	26,000	8,000
小荷物専用昇降機	7,000	13,000	6,000
広告塔及び広告板	20,000	30,000	20,000
擁壁	20,000	30,000	20,000

仮使用認定申請手数料

床面積の合計が500㎡以内	100,000
---------------	---------

その他の加算手数料

消防長等の同意等が必要な申請	3,000	
天空率審査が必要な申請 (道路斜線、隣地斜線、北側斜線の区分のごと)	8,000	
構造計算書付 (※3)	床面積の合計が100㎡以内	25,000
	床面積の合計が100㎡を超え300㎡以内	30,000
	床面積の合計が300㎡を超え500㎡以内	35,000

(※3) 床面積が500㎡以内の構造計算書付のものについては4号等以外（みなしたものを含む。）の手数料額に加算する。

遠隔地検査申請加算手数料

手数料を加算する 区域	足利市・佐野市・栃木市（旧藤岡町のみ該当）・野木町 日光市（旧今市市は除く）・大田原市・那須塩原市 那須町・那珂川町	5,000
----------------	--	-------